

二 解決月日

七月十二日

三 原因

島田合同労働組合拡張ヲ目的トシ本工場ニ勤務セル職工中右組合ノ盟者ヲシテ別項要求事項ヲ提出セシメ之カ目的ヲ貫徹ヲ期シ組合ノ威カヲ示シ以テ加入ヲ勧誘セントシタルニ起因ス

四 要求事項

第一回

晝間勤務午前六時ヨリ午後五時ニ至ル夜間勤務午後五時ヨリ翌日午前四時ニ至ルトナリ居リテ午前四時ヨリ午前六時ニ至ル間休憩時間ニ時間ヲ存シ晝間勤務ト夜間勤務トノ間ニ

休憩時間ノ存セサリシヲ晝間夜間ノ交代時ニ各一時間宛等分ニ休憩時間ヲ置カレタキコト  
(以上口頭ニテ)

第二回(七月一日提出)

一 十一時間ヲ以テ一人歩附スルコト

一 今回ノ爭議ニ當リ犠牲者ヲ出ササルコト

一 解雇者九名ヲ復職スルコト

五 解決條項

一 九名ノ解雇者ニ対シ金一千圓ヲ解雇手當ト

シテ支給スルコト (米認)

一 本日(解決当日即チ七月十二日)正午ヨリ一組五名宛入場スルコト 但シ入場ト今時ニ誓約書(内容ハ一、今後ハ會社ノ規定ニ従ヒ就業ス